

社会福祉法人つなん福祉会役員等の費用弁償支給規程

〔昭和56年5月28日
制 定〕

改正

昭和59年 3月25日
平成 3年 5月28日

昭和62年 3月28日
平成 4年 3月24日

昭和63年 3月26日
平成 5年 3月29日

平成元年 3月25日
平成16年 9月14日

平成 2年 3月19日

(目的)

第1条 本法人役員等に対する報酬及び費用弁償額並びにその支給方法は、この規程定めるところによる。
(報酬及び費用の弁償)

第2条 招集に応じ、または職務に従事したときは、その都度別表により、支給及び費用弁償する。

附則

この規程は、昭和56年7月1日より施行する。

附則(昭和59年3月25日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則(昭和62年3月28日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則(昭和63年3月26日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成元年3月25日)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成2年3月19日)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附則(平成3年5月28日)

この規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附則(平成4年3月24日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成5年3月29日)

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附則(平成10年7月13日)

この規程は、平成10年8月1日から施行する。

附則(平成16年9月14日)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

別表

費用弁償額

報酬(1日につき)	日当(1日につき)	旅 費 交 通 費
7,000円	1,700円	社会福祉法人つなん福祉会職員の旅費支給規程(昭和56年5月28日制定)による
備 考		
1 日額で定める報酬にあつては、その職務が3時間未満の場合は、日額の2分の1の報酬額とする。		
2 日当は、宿泊を伴う出張の場合支給する。		